

## 造林事業請負契約書（案）

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

| 事業名                   | 請負物件                | 契約面積     | 請負予定数量  | 請負予定単価 | 請負予定金額                                   | 事業場所         | 生産完了検査場所 |
|-----------------------|---------------------|----------|---|--------|--|--------------|----------|
| 森林環境保全整備事業<br>(小田川地区) | 保育間伐<br>(活用型)<br>検知 | 96.34 ha | 12,000 m <sup>3</sup><br>(12,000 m <sup>3</sup> ) |        |  | 小田川山<br>17い外 | 指定土場     |
| 計                     |                     | 96.34 ha | 12,000 m <sup>3</sup>                             |        | 請負金額<br>円也<br>(うち取引に係る消費税及び地方消費税額<br>円也) |              |          |

2 事業期間

自 令和 年 月 日 (契約締結日の翌日)

至 令和9年2月26日

3 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

| 適用削除の区分 | 選択事項                      |        | 選択条項      |
|---------|---------------------------|--------|-----------|
| ×       | 契約保証金の納付                  |        | 第4条第1項第1号 |
| ×       | 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供 |        | 第4条第1項第2号 |
| ×       | 銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証       |        | 第4条第1項第3号 |
| ×       | 公共工事履行保証証券による保証           |        | 第4条第1項第4号 |
| ×       | 履行保証保険契約の締結               |        | 第4条第1項第5号 |
| ×       | 支給材料及び貸与品                 |        | 第15条      |
| ×       | 前金払                       | 分の 以内  | 第35条第1項   |
| ×       | 中間前金払                     |        | 第35条第4項   |
| ○       | 部分払                       | 月 1回以内 | 第38条      |
| ×       | 国庫債務負担行為に係る契約の特則          |        | 第40条      |

#### 4 支給材料及び貸与物件

| 品 名 | 品 質 規 格 | 数 量 | 引 渡 予 定 場 所 | 引 渡 予 定 月 日 |
|-----|---------|-----|-------------|-------------|
| な し |         |     |             |             |
|     |         |     |             |             |

#### 5 特約事項

- (1) 事業実行にあたっては、労働安全衛生に関する諸法令及び諸通達に示す指導事項を遵守すること。
- (2) 伐採、搬出にあたっては、河川の汚濁防止に努めるとともに、林地保全には万全を期すること。
- (3) 丸太表皮の剥皮防止に努めること。
- (4) 一般材と低質材を仕分けし、素材の混同をしないこと。
- (5) 降雨等による地盤の状況等を適確に把握し、林道・集材路等の悪化及び泥濁化を防止すること。
- (6) 虫害時期においては、切捨て作業を優先的に実施すること。
- (7) 森林病虫害被害の防止の観点から、広葉樹を多く含む林分の伐採は原則10月以降に実施すること。
- (8) 国有林材の生産量の調整の必要が生じた場合には、生産調整に可能な範囲で協力すること。
- (9) 野生いのししにおけるアフリカ豚熱への対応について、別紙2特約事項を遵守すること。

#### 6 技術提案事項の履行確保

別紙1のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年1月16日に交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帶して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令 和 年 月 日

発 注 者 青森県五所川原市金木町芦野200-498  
分任支出負担行為担当官  
津軽森林管理署金木支署長 高橋 肇 印

請 負 者

印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

### 技術提案事項の履行確保

請負者は、令和 年 月 日付けで提出のあった技術提案書で提示した技術等については、次のとおり評価された項目及び内容の履行を確保するものとする。

| 項目             | 評価 | 内容                       |
|----------------|----|--------------------------|
| 事業計画の工程管理      |    | 事業計画の工程管理及び工程管理に係わる工夫・提案 |
| 事業の計画・実施に係わる提案 |    | 事業計画上の考慮事項に係わる工夫・提案      |
|                |    | 自然環境への配慮、生産性向上に係わる工夫・提案  |
|                |    | 品質管理に係わる工夫・提案            |
|                |    | 安全対策に係わる工夫・提案            |

## 別紙2

### 特約事項（製品生産事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

#### 記

##### 1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

##### 2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第20条により対応する。

## 請負事業内訳書

| 林小班   | 伐区 | 材種         | 作業工程             | 予定数量                 | 備考      |
|-------|----|------------|------------------|----------------------|---------|
| 17い   |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 5,950m <sup>3</sup>  | 保育間伐活用型 |
| 22い1  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 780m <sup>3</sup>    | 保育間伐活用型 |
| 22い3  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 990m <sup>3</sup>    | 保育間伐活用型 |
| 22い4  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 290m <sup>3</sup>    | 保育間伐活用型 |
| 22い5  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 300m <sup>3</sup>    | 保育間伐活用型 |
| 22い6  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 280m <sup>3</sup>    | 保育間伐活用型 |
| 22い7  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 320m <sup>3</sup>    | 保育間伐活用型 |
| 22い8  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 410m <sup>3</sup>    | 保育間伐活用型 |
| 22い9  |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 210m <sup>3</sup>    | 保育間伐活用型 |
| 22い10 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 210m <sup>3</sup>    | 保育間伐活用型 |
| 22い11 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 120m <sup>3</sup>    | 保育間伐活用型 |
| 22い12 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 360m <sup>3</sup>    | 保育間伐活用型 |
| 22い13 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 360m <sup>3</sup>    | 保育間伐活用型 |
| 22い14 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 920m <sup>3</sup>    | 保育間伐活用型 |
| 22い15 |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 360m <sup>3</sup>    | 保育間伐活用型 |
| 22へ   |    | 一般材<br>低質材 | 伐木造材・集材<br>運材・巻立 | 140m <sup>3</sup>    | 保育間伐活用型 |
| 計     |    |            |                  | 12,000m <sup>3</sup> |         |
| 17い外  |    | 素材         | (1) の業務          | 6,050m <sup>3</sup>  | 検知      |
| 17い外  |    | 素材         | (2) の業務          | 200m <sup>3</sup>    | 検知      |
| 17い外  |    | 素材         | (5) の業務          | 5,750m <sup>3</sup>  | 検知      |
| 計     |    |            |                  | 12,000m <sup>3</sup> |         |